

平成 29 年度第 1 回国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会報告書

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会細則第 3 条第 2 項に基づき、監査を実施いたしましたので、以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会は、「大学附属病院等の医療安全確保に関するタスクフォース等を踏まえた特定機能病院の承認要件の見直し(平成 28 年 2 月 17 日特定機能病院及び地域医療支援病院のあり方に関する検討会)」資料を基に、医療安全管理責任者、医療安全管理部門、医療安全管理委員会、医薬品安全管理責任者、医療機器安全管理責任者等の業務状況について、以下のとおり病院長及び各管理責任者等から説明聴取と資料により監査を実施した。

監査日時：平成 29 年 6 月 12 日(月) 18 時 06 分～19 時 27 分

実施場所：山梨大学医学部管理棟 2 階小会議室

出席者：藤原委員長、甲光副委員長、保坂委員

説明者：武田病院長、榎本医療の質・安全管理部長、鈴木(章)医療の質・安全管理副部長、松川医療機器安全管理責任者、鈴木(正)医薬品安全管理責任者、村松 GRM、鮎川監事、八巻監事、山田事務部長、石原監査課長、小林総務課長

2. 監査項目：医療に係る安全管理体制について

- (1) 特定機能病院承認要件について
- (2) インシデントの発生状況について
- (3) その他

3. 監査の結果

(1) 特定機能病院承認要件について

I 医療安全管理体制について

・内部統制

① 医療安全管理責任者の配置について

医療安全管理責任者が、安全管理部門長、安全管理委員会委員長、医療の質・安全管理部長を兼ね、配置されていることが確認できた。

② 医療安全に資する診療内容のモニタリング等について

安全管理委員会が設置され、重大事例が発生した場合の原因分析・改善・対応・職員への周知方法について、説明及び参考資料により確認ができた。

③ インシデント・アクシデント等の医療安全管理部門への報告

全死亡例を病院長へ報告するシステムの運用と、インシデント等の報告体制、報告方法、報告状況、医療安全管理部門での情報集積・分析の後、安全管理委

員会へ報告する流れについて、説明及び参考資料により確認ができた。

④ 内部通報窓口の設置について

内部通報窓口の設置及び内規の制定について確認ができた。

⑤-1 医薬品安全管理について

医薬品安全管理責任者が配置され、安全に使用するための手順書の作成、職員研修会の実施、未承認・適応外・禁忌等に該当する処方があった場合の対応方法について確認ができた。

⑤-2 医療機器安全管理について

医療機器安全管理責任者が配置され、医療機器安全小委員会を設置し、各部署ごと責任者の配置と併せて手順書が作成されていることが確認できた。また、同小委員会で職員研修会を計画していること及び、インシデントレポートを活用して情報収集を行っていることについて確認ができた。

・外部監査

① 監査委員会について

選考要件を満たす外部監査員3名により、本日(6月12日)監査委員会を開催。

② 特定機能病院間相互のピアレビューの実施

国立大学附属病院間には、定期的に相互の大学を監査するシステムがあり、それを活用し平成29年度も実施するとのことであったので、次回の本監査委員会で報告してもらうこととする。

II. インフォームド・コンセント及び診療録等について

① インフォームド・コンセントの適切な実施の確認等について

副病院長を、インフォームド・コンセントに係る責任者として配置していることが確認できた。また、参考資料により、インフォームド・コンセントの標準実施方法が確認できた。

② 診療録確認等の責任者の配置及び診療録記載内容の確認等について

副病院長を、診療録の確認等に係る責任者として配置していることが確認できた。また、参考資料により、診療録記載評価基準に基づき、診療情報管理士が記載内容の確認を行い、管理していることが確認できた。

III. 高難度新規医療技術の導入プロセスについて

① 高難度新規医療技術への対応について

参考資料により、高難度新規医療技術について、実施の適否を確認する部門が設置され、内規も制定されていることが確認できた。

② 未承認の医薬品等への対応について

参考資料により、未承認の医薬品等使用の適否を確認する部門が設置され、内規も制定されていることが確認できた。

IV. 職員研修の必須項目の追加及び効果測定の実施

① 職員研修の必須項目の追加及び効果測定の実施について

患者に接する機会のある全ての職員に、年2回以上安全管理・感染対策に関する職員研修会への参加を義務付け、中途採用者、帰任者についても同様に実施していることが、参考資料により確認できた。効果測定については、次回の本監査委員会で報告してもらうこととする。

(2) インシデントの発生状況について

平成28年度のインシデント発生件数及び分析結果等につて、インシデントレポート提出状況まとめにより確認ができた。

(3) その他

次回の開催を、平成30年2月に行うこととし、詳細は追って調整することとした。


4. まとめ


国立大学法人山梨大学医学部附属病院の、医療に係る安全管理体制及び業務状況について、確認いたしました。病院長及び各管理責任者等からの説明と資料により、概ね特定機能病院の承認要件を満たしていることが確認できました。一部の経過措置期間が設けられ、準備中の項目については、次回の監査委員会で確認いたします。

県内唯一の特定機能病院として、引き続き高度な医療サービスの提供と医療安全に努めていただくようお願いいたします。

平成29年 7月18日

国立大学法人山梨大学医学部附属病院監査委員会

委員長（自署） 藤原 三郎 

副委員長（自署） 甲光 俊一 

委員（自署） 保坂 武 